

## 第62回 岐阜県学校保健研究大会実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、第62回岐阜県学校保健研究大会実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和5年度に開催される第62回岐阜県学校保健研究大会（以下「研究大会」という）の企画・運営と学校保健医療の確保と公衆衛生の向上を図り、児童生徒等の健康づくりに努めることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の開催、企画、運営に関すること。
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 実行委員会は役員に次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実行委員長 関市学校保健会会長
  
- (2) 副委員長 武儀医師会会長  
副委員長 関歯科医師会会長  
副委員長 関市学校薬剤師会会長
  
- (3) 実行委員 武儀医師会(関市)代表  
関歯科医師会代表  
関市学校薬剤師会代表  
関市校長会代表  
関市保育園・幼稚園長代表  
関市PTA連合会長  
関市教頭会代表  
関市保健主事代表  
関市養護教諭部会代表  
関市栄養教諭部会代表  
関市民健康課代表  
関市教育委員会

(役職の職務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会の運営を統括する。

副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ありし時及び不在の時は実行委員長を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、実行委員長が議長を司る。

(実行委員会)

第7条 実行委員会は、目的達成のため必要と思われる場合は、他に部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、関市学校保健会事務局に置く。

附則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。